同窓会会報に関する細則

第1条(目的)

本細則は市川二中同窓会(以下本会という)会則に定める「会員相互の交流と親睦を深める」 目的に則り、活動状況を会員に対し周知し本会に対する会員の関心を高めるとともに本会に関 する会員の認識を深めるため発行する、同窓会会報(以下会報という)について定める。

第2条(名称)

名称は『市川市立第二中学校同窓会会報』とする。

第3条(掲載禁止事項)

本会及び母校、会員個人を特定する誹謗・中傷や宗教・政党・企業への勧誘、また反社会的意見等はこれを掲載しない。

第4条(発行責任)

作製に当たっては本会の理事会及び評議委員会の責任において行い、本会が発行責任を負うものとする。企画・構成・編集等の実質業務は会報委員会が当たる。

第5条(発行)

発行は年一回とし、本会会計年度末の3月31日を発行日と定める。

第6条(配布)

消息判明の会員及び賛助会員(物故者を除く)へ無償配布とする。

- 1. 希望する会員及び賛助会員
- 2. 母校卒業10年以内の会員
- 3. 直近3年間の賛助金協力者
- 4. 50歳及び60歳を迎える会員
- 5. 上記「1から4」以外でおたより欄を除き会報記事に掲載のあった会員及び賛助会員(係る発行号のみ)
- 6. 親族及び家族から死亡通知に加えて同窓会への謝礼や生前の母校への思い出等貴重な意見 が寄せられたと判断された遺族(翌年発行号のみ)
- 7. 直接の要望及び会員から要請のあった会員以外の個人及び団体(会長へその理由と必要部数を申し出て許可を得る)

第7条(バックナンバーの保管場所)

バックナンバーの保管場所は母校の指定書庫とする。

第8条(著作権)

著作権は本会に帰属する。

1. 本会ホームページとの共用

第9条(発行の休止)

本会の活動が長期に亘る一定期間休止された場合、会報の発行もこれに準ずる。

第10条(本細則の改廃)

本細則の改廃は、評議委員会の決議による。

第11条(本細則の履歴)

2023年2月18日制定。